

阿武町原油価格・物価高騰対策事業者支援補助金交付要領

令和4年8月26日

告示第30号

(目的)

第1条 この要領は、阿武町コロナ禍における原油価格、物価高騰対策補助金等交付要綱別表第2に掲げる阿武町原油価格・物価高騰対策事業者支援補助金の取扱いを定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年10月1日現在において、阿武町内に事業所を有する法人及び個人（一次産業を除く。以下、「事業者」という。）で、今後も継続して当該事業を営む意志を有する事業者
- (2) 令和3年の売上額又は決算額が50万円以上である事業者
- (3) 町税、町の保険料及び使用料を滞納していない事業者
- (4) 個人、構成員又は役員が、阿武町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない事業者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、事業の用に供するガソリン、軽油、灯油、重油、LPガス、電気に係る代金（以下「燃料代等」という。）で、4月1日から12月31日までに支払ったものとする。

(補助金額)

第4条 前条に定める補助対象経費に対する補助率は、次の各号に掲げるとおりとし、補助金の額は、各号の率により計算された金額の千円未満を切り捨てた額の合計額とする。

- (1) LPガスを除く燃料代 100分の14
- (2) LPガス代 100分の4
- (3) 電気料 100分の12

2 前項に規定する補助金額が、法人の場合2万円、個人の場合1万円未満の場合は、その全額を切り捨てる。

(補助金額上限)

第5条 補助金額の上限は、法人100万円、個人50万円とする。

(申請期間)

第6条 申請期間は、令和5年1月16日から令和5年2月28日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする事業者は、阿武町原油価格、物価高騰対策事業者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年の売上額又は決算額が分かる書類
- (2) 第3条で規定する経費の支払が分かる書類
- (3) 補助金の振込先を確認できる書類

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に当該補助金等の交付の申請をした者については、この要領は同日後も、なおその効力を有する。